

令和4年3月24日

宗像市議会
議長 神谷 建一 様

総務常任委員会
委員長 伊達 正信

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を報告します。

記

第16号議案 宗像市個人情報保護条例及び宗像市特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されることに伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

個人情報に関する三つの法律のうち、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、個人情報の保護に関する法律に統合されることに伴い、引用する条文を整理する。

【審査結果】

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決した。

第17号議案 宗像市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

第18号議案 市長等の給与及び旅費に関する条例及び宗像市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

この2議案は、令和3年の人事院の職員の給与の改定に関する勧告を受け、条例の一部を改正するものである。関連があるため、一括して審査を行った。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 給料表の見直しは行わない。
- 2 賞与については、人事院勧告が引下げとなったことを受け、令和4年度以降の6月と12月の期末手当を職員はそれぞれ0.075月分、再任用職員及び任期付短時間職員はそれぞれ0.05月分、三役及び議員はそれぞれ0.05月分ずつ引き下げる。

- 3 国の改正措置状況を踏まえ、特例措置として、令和3年12月に引下げ予定であった相当額、職員は0.15月分、再任用職員及び任期付短時間職員は0.1月分、三役及び議員は0.1月分を令和4年6月期末手当から減額する。
- 4 改正による影響額は、職員分は5,137万8千円、三役分は52万円、議員分は215万4千円程度の減額となる。

[第17号議案]

【審査結果】

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決した。

[第18号議案]

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第19号議案 財産の取得について

宗像市立学校10校の給食施設に設置する厨房機器を購入するため、物品売買契約を締結するに当たり、宗像市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 取得する財産の種類等
宗像市立学校10校の給食施設に設置する厨房機器
- 2 取得価格
3,938万円（うち消費税及び地方消費税相当額 358万円）
- 3 契約の相手方
福岡市博多区板付六丁目5番2号
株式会社アイホー九州支店
支店長 村田 典之
- 4 履行期間
議決した旨を通知した日の翌日から令和4年8月31日まで
- 5 契約の概要
指名競争入札（入札参加者7者）
- 6 その他
購入する機器は、保存食冷凍庫、冷蔵庫等の厨房機器36台である。いずれも耐用年数を超えて使用してきたものを買い換える。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 20 号議案 宗像市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

宗像市消防団員の出勤報酬等を新たに定めることに伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 全国における消防団員数の減少や、災害対応、行方不明者の捜索、防災訓練など消防団の役割が多様化する現状を踏まえ、国からの消防団員の処遇改善に関する通知に基づき、条例を改正し、消防団員の処遇について適正化を図るものである。
- 2 改正内容は以下のとおりである。
 - (1) 報酬について、年額報酬と出勤報酬の2種類を設け、年額報酬はこれまでの報酬と同額で支給し、これまで費用弁償として支給していた手当を出勤報酬として支給する。
 - (2) 火災時、行方不明者捜索時等の出勤報酬として、1日につき、4時間未満の従事については4,000円、4時間以上の従事については8,000円を支給する。
 - (3) 訓練時等の出勤報酬として、1回につき、3,500円を支給する。
 - (4) 出勤時の実費として、出勤報酬とは別に、1回につき2,000円の費用弁償を支給する。
- 3 本市の実態として、従事内容が4時間に満たないものと、4時間を超えるものにおおむね区分される傾向にあるため、出勤報酬の区切りを4時間とした。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 21 号議案 宗像市子ども基本条例の一部を改正する条例について

児童虐待の防止等に関する法律の改正等の社会状況の変化に対応し、子どもの権利を保障するための大人の責務を見直すため、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 宗像市子ども基本条例の施行後、「児童の権利に関する条約」の理念を児童福祉の原理に盛り込んだ児童福祉法等の改正を受け、条例の目的にも制定根拠である「児童の権利に関する条約」を明記する。
- 2 「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、親権者等による体罰禁止が明記されたことを受け、保護者の役割に体罰禁止を明記し、市が防止及び早期発見に努めるべき子どもの権利侵害行為の例示として、体罰を明記する。
- 3 児童虐待の防止等に関する法律に基づき、市民等または子ども関係施設が被虐待児童を発見した場合の通告義務を明記し、虐待通告に係る周知を図る。
- 4 国内の様々な子ども関係施設において子どもの権利侵害事件が発生している状況を踏まえ、子ども関係施設の役割を明確化し、周知を図る。
- 5 条例改正後は、パンフレットやホームページでの周知、子ども関係施設の職員研修などを行い、関係機関を通じて保護者、市民への周知を図っていく。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 22 号議案 宗像市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

内閣府令で定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたこと等に伴い、条例を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 デジタル化の推進に伴い、保育所等の事業者が作成保存を行うものや、保育所等と保護者との間の手続等に関するもので、書面によることが規定、想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能とするものである。
- 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準については、市町村での条例化が必須であるため、条例を改正する。特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準については、市町村での条例化が任意であり、また内閣府令が定める基準と常に一致させる必要があることから、今回の改正で削除し、内閣府令の改正をそのまま適用させる。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。